

自動車保険改定のご案内

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
セコム損保では、ご契約期間の初日が2023年1月1日以降の自動車保険について、改定を実施いたしました。
主な改定内容について以下のとおりご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 商品改定の内容

(1) 車対車事故および限定危険「車両損害」特約の改定

- 対象となる事故に次の事故を追加して補償範囲を拡大します。
 - ・ あて逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故（駐車中、停車中、走行中を問いません）
 - ・ ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触
 - ・ 動物との衝突・接触（注）
- （注）動物との衝突・接触に関しては限定危険「車両損害」特約においても対象となる事故に追加します。

《車対車事故および限定危険「車両損害」特約の補償対象となる事故の範囲》

	他の自動車との衝突	盗難	火災・爆発	台風・洪水・高潮	いたずら・物の飛来	動物との接触	あて逃げ	単独事故
現行	○*	○	○	○	○	×	×	×
改定後	○	○	○	○	○	○	○	×

* 相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限定し、また、ご契約のお車の所有者が所有する自動車は他の自動車に含めていませんでした。

- この特約では「物の飛来」等の車両損害については運転者年齢条件を不適用していましたが、この改定により、運転者年齢条件を適用することにします（限定危険「車両損害」特約についても同様とします。）。

(2) 事故故障代車費用特約（事故代車費用特約の改定）

- 車両保険金をお支払いできる事故に加え、ご契約のお車が故障により自力走行不能となって修理工場等に搬送（注）された場合における修理期間中のレンタカー費用についても補償の対象とします。なお、故障における支払対象期間は15日間が限度となります（事故は30日間限度）。
- （注）走行不能となった地から修理工場または弊社が指定する場所までの搬送をいいます。

《この特約の補償対象となる事故の範囲》

		自力走行不能		自力走行不能以外		盗難*2
		事故*1	故障	事故*1	故障	
現行	事故代車費用特約	○	×	○	×	○
改定後	事故故障代車費用特約	○	○*3	○	×	○

*1 車両保険で補償される事故の場合に限ります。車対車事故および限定危険「車両損害」特約、限定危険「車両損害」特約を付帯している場合は対象となる事故が制限されますのでご注意ください。

*2 車両盗難対象外特約が付帯されている場合は補償の対象外です。

*3 自力走行不能により走行不能となった地から修理工場または弊社が指定する場所まで搬送された場合に限ります。

- 大規模自然災害時にはレンタカーの需要が増大するため、支払対象期間中に満足にレンタカーを借り入れることができないことから、弊社が指定する大規模自然災害時に限り、支払対象期間を利用日数の通算（事故は30日限度・故障は15日限度）とする規定を新設します。
- この改定により特約名称を事故故障代車費用特約に変更します。

(3) 無過失事故に関する特約(車両保険の無過失事故に関する特約の改定)

- ノーカウント事故として取り扱う事故に、ご契約のお車の欠陥・不正アクセス等による接触・衝突事故に加えて自動運転車の自動運転中に生じた事故を追加します(保険金の種類を問いません。ご契約のお車の欠陥・不正アクセス等による接触・衝突事故も同様とします。)。ただし、以下に該当する事故は、従来どおり1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。
 - ①1等級ダウン事故として取り扱う車両事故
 - ②自動運行装置について、ご契約のお車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間に生じた事故
- もらい事故等で車両保険金をお支払いする事故であっても、車両超過修理費用特約を適用して車両保険金額を超えて保険金をお支払いする場合は3等級ダウン事故として取り扱っていましたが、改定後はノーカウント事故として取り扱います。
- この改定によりこの特約はノンフリート契約に自動セットする特約になります。また、特約名称を無過失事故に関する特約に変更します。

(4) 弁護士費用特約の改定

- 弁護士費用の保険金のお支払いにおいて、着手金・報酬金などの項目ごとに限度額を設定する改定を行います。なお、「1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円限度」という補償内容に変更はありません。
- 被保険者にご契約のお車の所有者を追加します。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。

2. 料率制度・保険料の改定

(1) ノンフリート等級別係数の改定

- 直近のリスク実態に基づきノンフリート等級別係数(割増引率)を改定します。この改定により無事故で等級が進行しても保険料が上がる場合がありますのでご注意ください。
- 新規契約は6(S)等級で3%割増、7(S)等級で38%割引となります。

《継続契約の割増引率(単位:%)》

		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6(F)等級	7(F)等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12等級	13等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	19等級	20等級
現 行	無事故係数	+64	+28	+12	▲2	▲13	▲19	▲30	▲40	▲43	▲45	▲47	▲48	▲49	▲50	▲51	▲52	▲53	▲54	▲55	▲63
	事故有係数	+64	+28	+12	▲2	▲13	▲19	▲20	▲21	▲22	▲23	▲25	▲27	▲29	▲31	▲33	▲36	▲38	▲40	▲42	▲44
改 定 後	無事故係数	+108	+63	+38	+7	▲2	▲13	▲27	▲38	▲44	▲46	▲48	▲50	▲51	▲52	▲53	▲54	▲55	▲56	▲57	▲63
	事故有係数	+108	+63	+38	+7	▲2	▲13	▲14	▲15	▲18	▲19	▲20	▲22	▲24	▲25	▲28	▲32	▲44	▲46	▲50	▲51

(2) 記名被保険者年齢別料率区分の改定

- リスク実態にあった保険料体系とするため60歳以上の記名被保険者年齢別料率区分を下表のとおり細分化します。

運転者年齢条件	改定後	現 行
26歳以上補償 35歳以上補償	60歳以上 64歳以下	60歳以上 69歳以下
	65歳以上 69歳以下	
	70歳以上 74歳以下	70歳以上
	75歳以上	

同一の運転者年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により保険料に較差が発生します。

- ※ 59歳以下の記名被保険者年齢別料率区分である「29歳以下」「30歳以上 39歳以下」「40歳以上 49歳以下」「50歳以上 59歳以下」の区分に変更はありません。
- ※ 年齢を問わず補償および21歳以上補償には、記名被保険者年齢別料率区分はありません。

(3) 各種割引の改定

① ゴールド免許割引〔個人用総合自動車保険・セコム安心マイカー保険が対象〕

ゴールド免許割引の割引率を下表のとおり運転者年齢条件を問わず 15%にします。

運転者年齢条件	改定後	現 行
年齢を問わず補償	15%	7%
21歳以上補償		15%
26歳以上補償		
35歳以上補償		

② 新車割引

新車割引を下表のとおり補償種目別に割引率を設定するように改定します。また、初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して、保険期間の初日の属する年月までの期間が 26 か月以降 49 か月以内の場合において車両保険以外にも割引を適用します。

用途・車種	補償種目	改定後		現 行	
		初度登録(検査)から 25 か月以内	初度登録(検査)から 26 か月以降 49 か月以内	初度登録(検査)から 25 か月以内	初度登録(検査)から 26 か月以降 49 か月以内
自家用普通・ 小型乗用車	対人賠償	7%	4%	9%	—
	対物賠償	11%	4%		
	人身傷害 搭乗者傷害	17%	16%		
	車両保険	10%	10%	9%	9%
自家用軽四輪 乗用車	対人賠償	5%	2%	3%	—
	対物賠償	9%	4%		
	人身傷害 搭乗者傷害	18%	15%		
	車両保険	3%	3%	3%	3%

③ 運転者限定特約〔個人用総合自動車保険・セコム安心マイカー保険が対象〕

運転者限定特約を下表のとおり補償種目別に割引率を設定するように改定します。

運転者限定特約	補償種目	改定後	現 行
本人・配偶者	対人賠償	7%	6%
	対物賠償	5%	
	人身傷害 搭乗者傷害	10%	
	車両保険	4%	
本人	対人賠償	10%	9%
	対物賠償	8%	
	人身傷害 搭乗者傷害	13%	
	車両保険	7%	

(4) 保険料の改定

- 2021年6月に損害保険料率算出機構により参考純率が改定されたことに伴い、弊社におきましても直近の事故発生状況等を踏まえ、補償内容や運転者年齢条件等のご契約条件ごとに全面的な保険料の見直しを行います。
- ご契約条件により保険料が前年に比べてアップまたはダウンする場合がございますが、保険料の見直しについてご理解を賜り、申込書等に記載された実際の保険料についてご確認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

損害保険料率算出機構とは、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として設立された中立機関です。損害保険の料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなっていますが、損害保険料率算出機構ではこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

3. その他の改定

各項目の詳細および下表以外の改定内容につきましては、代理店または弊社にお問い合わせください。

項目	概要
人身傷害保険の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●人身傷害保険の被保険者に自動車損害賠償保障法(自賠法)に定める運転者および保有者を追加します。この改定により、従前では人身傷害保険では補償対象外のため自損事故傷害特約で補償していた事故(ご契約のお車の車外においてご契約のお車と接触してケガをした場合等)を人身傷害保険で補償します。 ●無保険車事故についてはご契約の保険金額に関わらず保険金額を無制限として取り扱います。 ●この改定により自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約は、対人賠償責任保険が付帯され、人身傷害保険が付帯されない契約に自動セットする特約となります。
人身傷害の自動車事故特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約のお車の用途車種により、他の自動車に含まれない用途車種が存在しましたが、これを取りやめて他の自動車に含めます。この改定により、他の自動車がどの用途車種であっても、他の自動車に搭乗中の事故は補償の対象となります。 ●別居の未婚の子が自ら所有または常時使用する自動車は、別居の未婚の子が自ら運転中の場合に限り、他の自動車に含めないようにします(他の自動車に該当しないため補償対象外となります。)
心神喪失等による事故の被害者損害補償特約の新設	<ul style="list-style-type: none"> ●民法 713 条に照らして運転者に法律上の損害賠償責任がなく、監督義務者がいないとき等で対人賠償責任保険および対物賠償責任保険で補償できない場合に、被害者の損害を補償する「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」を新設します。 ●この特約は、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険が付帯されている契約に自動セットします。
配偶者の定義の見直し(同性パートナー対応)	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者に関する規定を変更し、「戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者」を配偶者に含めることにします。なお、この取扱いを行う場合は確認資料のご提出をお願いすることがあります。
電車等運行不能賠償補償の追加	<ul style="list-style-type: none"> ●「他人の財物の滅失、破損または汚損」を伴わない損害は補償の対象外でしたが、線路に立ち上がったこと等により、電車等の「軌道上を走行する陸上の乗用具」を運行不能にすることに起因して被保険者が負う損害賠償責任を対物賠償責任保険で補償します。 ●個人賠償責任補償特約においても電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約を自動セットすることで電車等運行不能賠償を補償します。
身の回り品補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●補償対象外とする物の記載をセコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)の携行品損害補償特約とあわせることでわかりやすさを向上させます。 ●眼鏡、義歯等の従前から補償対象外としていた物を明記してわかりやすさを向上させます。 ●移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等)を補償対象外とします。
ファミリーバイク特約(自損傷害)	<ul style="list-style-type: none"> ●人身傷害保険が付帯されている契約にファミリーバイク特約(自損傷害)を付帯した場合、ファミリーバイク搭乗中は無保険車事故傷害特約を適用するようにします。
自動運行に係るデータ提供義務	<ul style="list-style-type: none"> ●事故発生時における自動運行装置の作動状況に係る弊社への通知義務および調査への協力について明確化のために普通保険約款基本条項に記載します。
Web 約款の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●セコム安心マイカー保険およびセコム安心ビジネスカー保険において、証券に添付しておりました冊子の「普通保険約款および特約集」を Web 約款(注)に変更させていただきます。紙資源の節約および地球環境保全の観点からの対応となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 <p>(注)Web 約款とは、「普通保険約款および特約集」を冊子ではなくインターネットにより弊社 HP でご確認いただけるものです。冊子をご希望の方は送付いたしますので、証券に添付する Web 約款のご案内に記載の請求方法をご確認ください。</p> <p>※Web 約款は状況により取扱いを変更させていただくことがありますのでご了承ください。</p>

※このご案内は、個人用総合自動車保険、一般用総合自動車保険、セコム安心マイカー保険(新型自動車総合保険(個人用))およびセコム安心ビジネスカー保険(新型自動車総合保険(一般用))のご契約を対象としております。

※このご案内は、2023 年 1 月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または保険約款をご覧ください。(保険約款は弊社 ホームページ (https://www.secom-sonpo.co.jp/yakkan_keiyaku.html)に掲載しております。)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社